一般 建築物石綿含有建材調査者講習

令和6年 3月 15日(金)、16日(土) 開催(2日間)

令和５年10月１日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは「建築物石綿含有建材調査者」による石綿等使用の有無を調査（事前調査）しなければならなくなりました。

本講習を受講し、修了考査(筆記試験)に合格しますと、修了証明書が交付され、「一般建築物石綿含有建材調査者」としての資格が付与されます。

受講資格

・石綿作業主任者技能講習を修了した者　・大学で建築課程を修めて卒業後、建築の実務2年以上
・高等学校で建築課程を修めて卒業後、建築の実務7年以上　・建築の実務経験11年以上　等

※受講資格要件に該当しない方は受講できません。詳細は**「受講資格について」**をご覧ください。

カリキュラム

	時　間	内　　容
１日目	8:00 ～ 8:30	受付、講習ガイダンス
	8:40 ～12:00	（講義）建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識１及び２ 石綿含有建材の建築図面調査
	12:00～12:45	昼　食
	12:45～16:05	（講義）石綿含有建材の建築図面調査
２日目	8:40 ～12:00	（講義）現場調査の実際と留意点
	12:00～12:45	昼　食
	12:45～14:55	（講義）現場調査の実際と留意点、建築物石綿含有建材調査報告書の作成
	15:05～16:35	（修了考査）筆記試験　（筆記試験合格者には修了証明書を交付します）

※講習は、1時間ごとに10分間の休憩を入れて行います。
※講習修了後に筆記試験を実施します。規定の得点を満たさないと修了証明書が交付されません。

お申込み

受講を希望される方は、ホームページ「コース案内」の受講申込フォームに必要事項を入力の上、送信してください。追って受講にあたる案内をさせていただきます。

負担金：５５,２２０円（受講料55,000円（テキスト・税込）　衛生管理費220円（110円×２日））
宿泊料：当日から　（会員）5,５５５円（１泊４食付・税込）※非会員は 7,458円

※宿泊は、講習の当日からとなります。講習前日からの宿泊はできません。
※通いで来られる方は、お弁当をご持参下さい。

※当センターの会員団体傘下の企業様は「会員」扱いとなります。会員団体は当センターのホームページで確認して頂けます。

建築物石綿含有建材調査者講習実施機関
職業訓練法人　全国建設産業教育訓練協会
富士教育訓練センター
〒418-0101　TEL　0544（52）0968
静岡県富士宮市根原492-8　FAX　0544（52）1336
URL　http://www.fuji-kkc.ac.jp

受講資格について

一般建築物石綿含有建材調査者講習

次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とする

イ　石綿作業主任者技能講習を修了した者

ロ　学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

ハ　学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。ニにおいて同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

ニ　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（ハに該当する者を除く。）

ホ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

ヘ　建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者

ト　労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）により改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者

チ　建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者

リ　環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者

ヌ　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

ル　労働基準監督官として二年以上その職務に従事して経験を有する者